

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 9 月 1 日

株式会社 ALiNK インターネット
GMO オフィスサポート株式会社

2026 年 9 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

株式会社 ALiNK インターネット
代表取締役社長 松本 修士

GMO オフィスサポート株式会社
代表取締役 松永 知也

株式会社 ALiNK インターネット（以下「分割会社」といいます。）と GMO オフィスサポート株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 7 月 23 日に、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とし、2026 年 9 月 1 日を効力発生日とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 9 月 1 日

2. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易分割であり、会社法第 784 条の 2 但書により、同条本文は適用されないため、該当事項はありません。

（2）会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

①反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易分割であり、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、同条の規定による手続は行っておりません。

②新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

分割会社が発行している新株予約権については、本件吸収分割契約において吸収分割契約新株予約権とする定め及び承継会社の新株予約権を交付する旨の定めがないため、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在せず、同条の規定による手続は行っておりません。

③債権者の異議（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に従い、2026 年 7 月 30 日付で官報により債権者に対する公告を行い、かつ、同条第 3 項、会社法第 939 条第 1 項第 3 号及び分割会社の定款に従い、同日付で電子公告により公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に基づく異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易分割であり、かつ、会社法第 796 条第 3 項に基づいて本件分割に反対する旨の通知をした株主はおりませんでしたので、会社法第 796 条の 2 但書により、同条本文は適用されないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び会社法第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

①反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易分割であり、かつ、会社法第 796 条第 3 項に基づいて本件分割に反対する旨の通知をした株主はおりませんでしたので、会社法第 797 条第 1 項但書により、同条の規定による手続は行われておりません。

②債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2026 年 7 月 30 日付で官報により債権者に対する公告を行い、かつ、同条第 3 項、会社法第 939 条第 1 項第 3 号及び承継会社の定款に従い、同日付で電子公告により公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項第 2 号に基づく異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、2026 年 9 月 1 日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、分割会社が営む「シーズスペース」という名称のスペースシェアリング事業（以下「本件承継対象事業」といいます。）に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 9 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割の規定により、株主総会の承認を得ずに本件分割を行いました。

(2) 承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割の規定により、株主総会の承認を得ずに本件分割を行いました。

(3) 分割会社は、本件分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るよう努めました。また、分割会社は、本件承継対象事業に従事する労働者との間で、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条の規定に基づく協議を実施しました。さらに、分割会社は、労働契約承継法第 2 条第 1 項第 1 号に定める労働者に対し、それぞれ、労働契約承継法第 2 条の規定に基づく書面による通知を行いました。が、異議を申し出た労働者はありませんでした。

以 上